

令和5年11月通常議会

施設常任委員会報告事項

狭隘道路対策について (大津市生活道路整備推進事業)

令和5年12月14日

都市計画部 建築指導課

■背景・課題

私たちの身近に多く存在する「生活道路」と呼ばれる狭い道路は、居住環境や防災機能上において、様々な問題を抱えている

①居住環境における問題点

- ✓ 福祉車両の進入が困難で高齢者や障害者等が安心して暮らせない
- ✓ 十分な日照や通風が得られない

②防災機能上の問題点

- ✓ 緊急車両の進入が困難
- ✓ 災害時において避難活動や救助・救援活動に必要な空間を確保できない
- ✓ 火災時に延焼を招きやすい



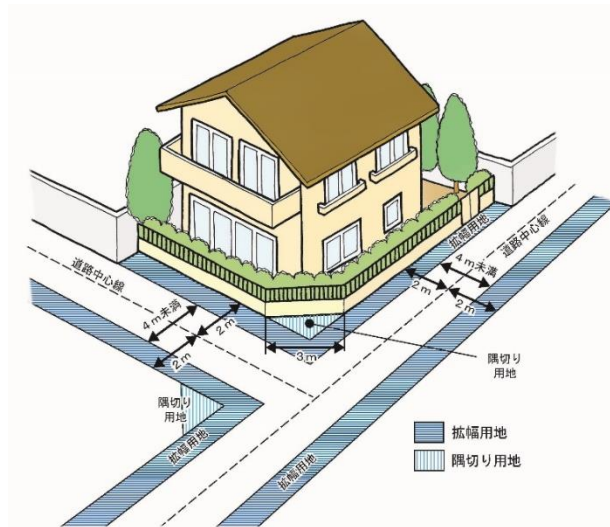
建築基準法による原則

- 建築物の敷地は、幅員4m以上の道路に2m以上接すること
- 建築基準法第42条2項道路として指定された幅員4m未満の道路に接する場合は、建築等の際に道路中心線から2m後退が必要
(2項道路指定時の道路幅の中心)

後退部分の用地を寄付してもらい、道路幅員を段階的に広げていく

大津市生活道路拡幅整備推進条例施行(平成23年4月)

- ✓ 建築主及び土地所有者は、生活道路の拡幅整備の必要性を理解し、協力するよう努めなければならない
- ✓ 市は、生活道路の拡幅整備に関する施策の普及、推進に必要な措置を講ずる



■事業目的

市民の日常生活における利便性の向上と、良好な居住環境の確保及び地域の防災機能の強化を図る

■事業対象となる「生活道路」

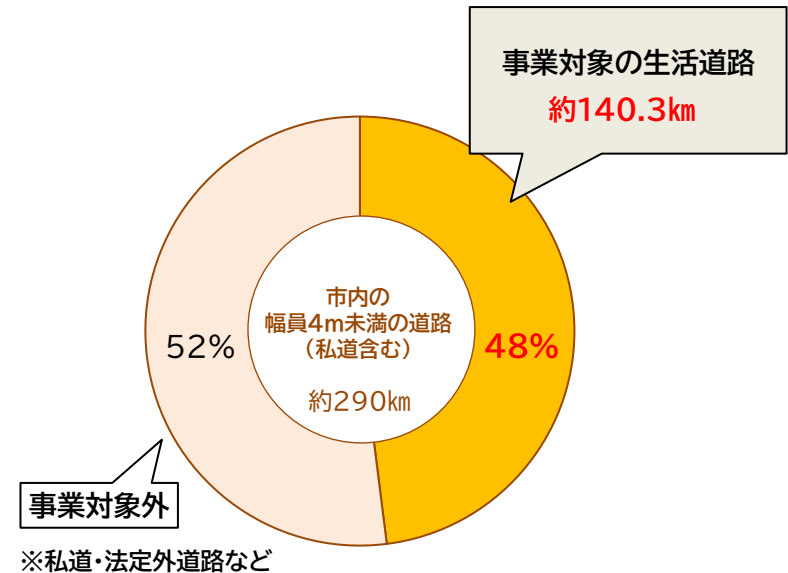
下記のいずれかに該当する**大津市道**

- ①建築基準法第42条第2項に規定する道路
- ②幅員4メートル未満で複数の居住用の建築物が立ち並んでいる道路

※②は、建築基準法上の指定を受けていない通路

■事業対象区域

市内全域



■ 拡幅協議から工事完成までのおおまかな流れ (おおよそ1年～1年半)



整備事例(側溝の新設)

■ 後退により石垣と塀を撤去されたあと、拡幅整備と併せて道路排水のための側溝を新たに設置しました



【整備前】



【整備後】

整備事例(側溝の改修)

■ 道路を安全に通行できるように、拡幅整備と併せて蓋付きの側溝を設置し道路が広がりました



【整備前】



【整備後】

整備事例(側溝の改修+電柱移設)

■ 拡幅整備と併せて、民地内への電柱移設にご協力いただき道路が広がりました



【整備前】



【整備後】

整備事例(隅切りの設置)

■隅切り用地の寄附をいただき、車や人が安全に通行できるようになりました



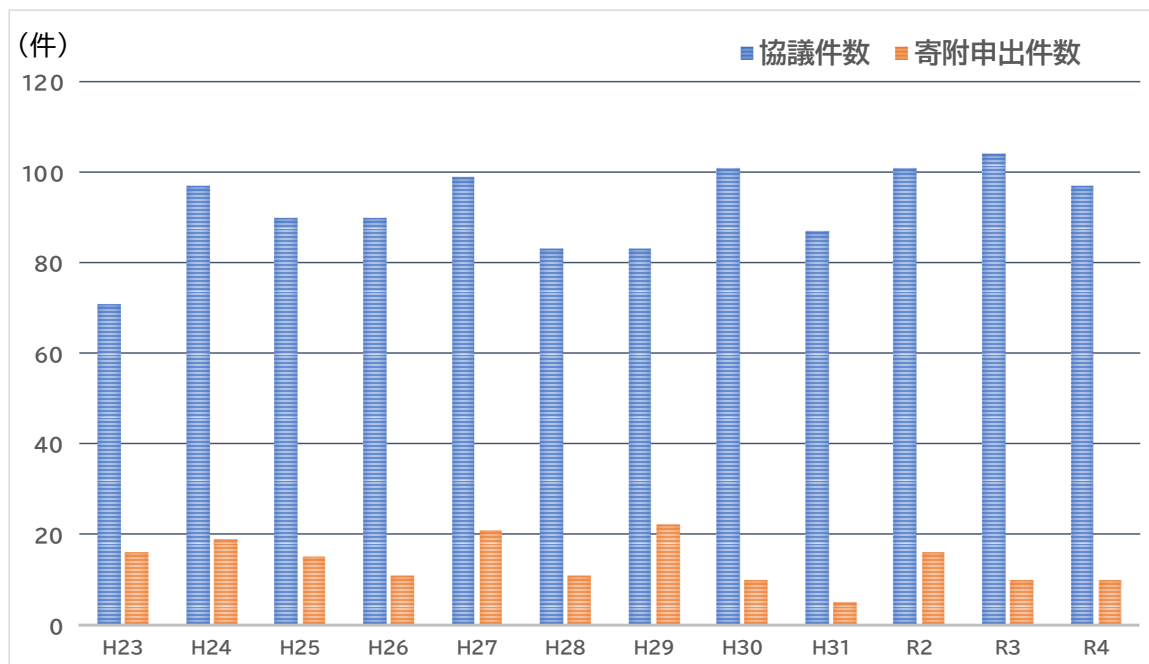
【整備前】



【整備後】

事業進捗状況 1

協議件数と寄附申出件数の推移



平成23年度～令和4年度 (平均)

- 事業対象協議 約92件／年
- 寄附申出 約14件／年
- 事業協力申出率 15%

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	合計
協議件数	71	97	90	90	99	83	83	101	87	101	104	97	1,103
うち 寄附申出件数	16	19	15	11	21	11	22	10	5	16	10	10	166

事業進捗状況 2

■事業対象となる大津市道、かつ2項に規定する道路

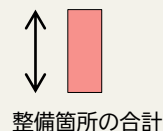
(基準:H23年度 事業開始年度)

- 道路総延長 推定 約140.3km
- 整備対象延長 推定 約280.6km
(道路の両側整備として、道路延長の倍)

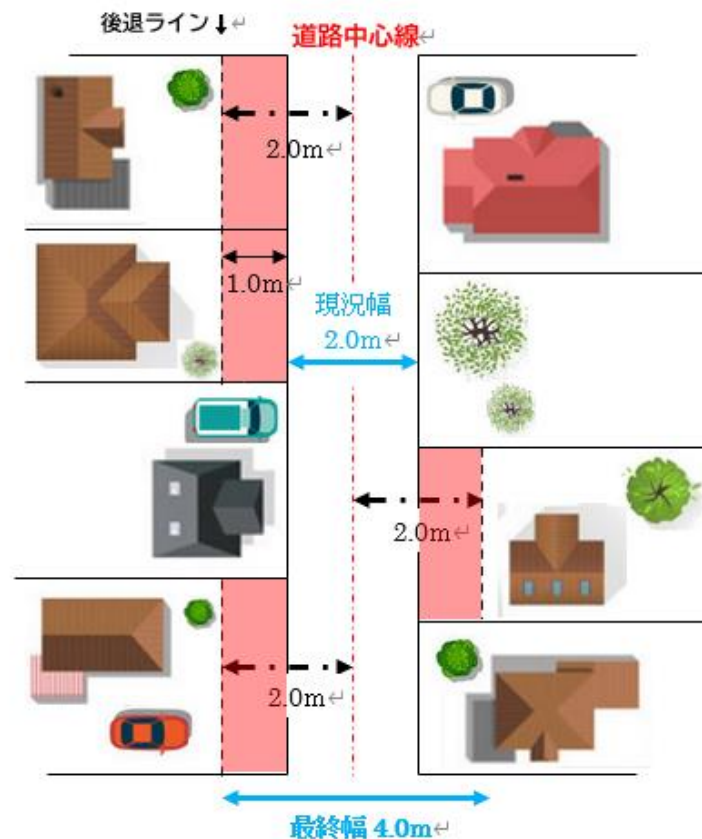
■拡幅整備実績 (H23~R4年度未まで)

- 協力申出 166件
 - 内訳

整備完了	140件
途中断念	15件
R5実施予定	11件
- 総整備延長 3,220m (1敷地あたり 約23m)

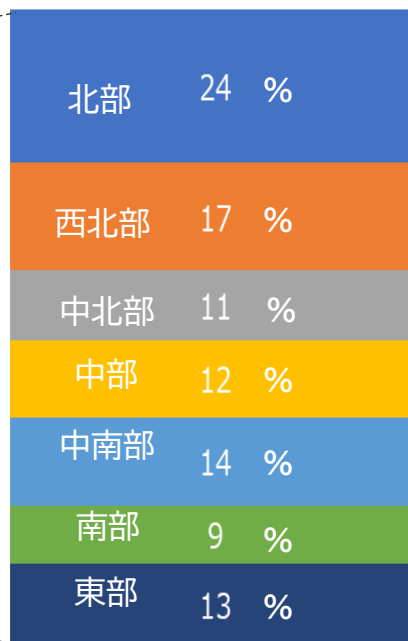


イメージ図

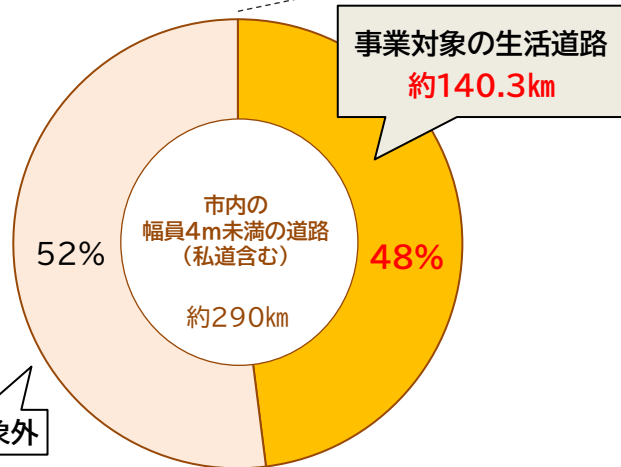
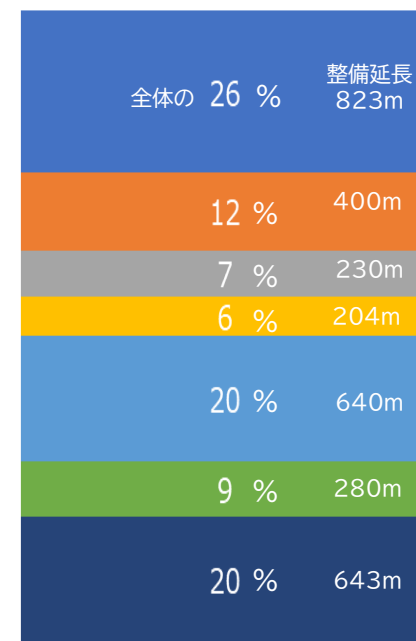


地域別の事業実績

事業対象となる生活道路の存在(地域別)



整備済み箇所
地域別の割合 (合計3220m)



※私道・法定外道路など

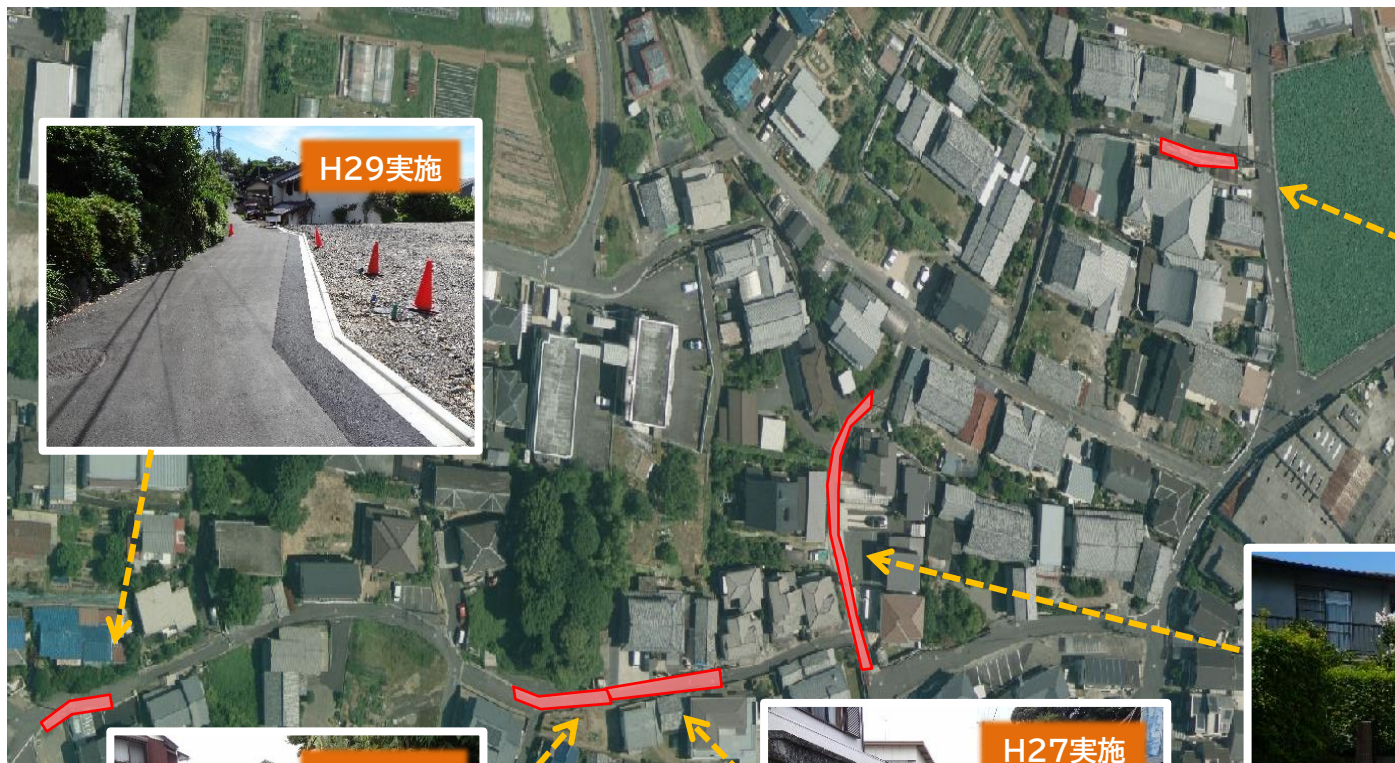
- 北部 (小松、木戸、和邇、小野)
- 西北部 (葛川、伊香立、真野北、真野、堅田、仰木、仰木の里)
- 中北部 (雄琴、日吉台、坂本、下阪本、唐崎)
- 中部 (滋賀、山中比叡平、長等、藤尾、中央、逢坂、平野)

- 中南部 (膳所、晴嵐、富士見)
- 南部 (石山、南郷、大石、田上)
- 東部 (上田上、青山、瀬田、瀬田南、瀬田北、瀬田東)

事業の波及効果(膳所学区)



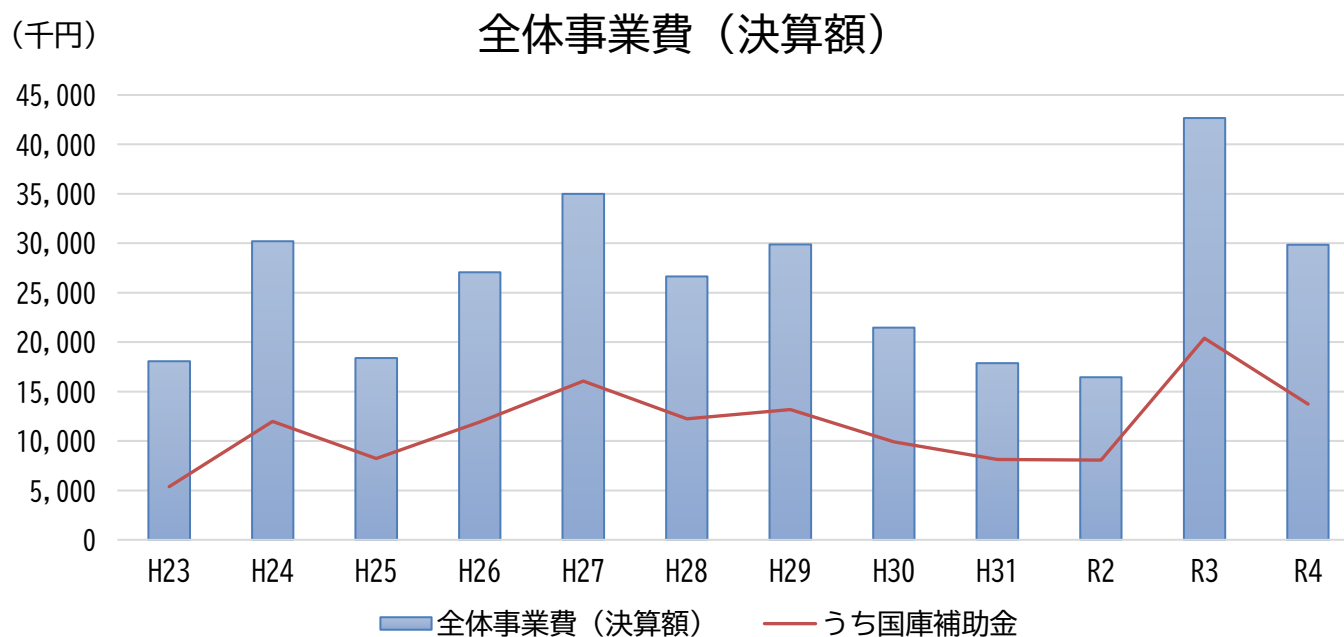
事業の波及効果(石山学区)



事業の波及効果(瀬田北学区)



全体事業費の推移



➤ 全体事業費の平均 26,135千円/年

➤ 国庫補助金（社会資本整備総合交付金） 【対象】測量・分筆登記委託料、工事設計委託料、拡幅整備工事費
【補助率】 1/2

1ヶ所あたりにかかる整備費用(平均)

➤ 分筆登記委託料	約650千円	}	合計 約2,120千円 ~2,560千円
➤ 工事設計委託料 ※設計困難箇所のみ発注	約440千円		
➤ 拡幅整備工事費	約1,470千円		

(参考) 平均的な費用で整備を行った箇所

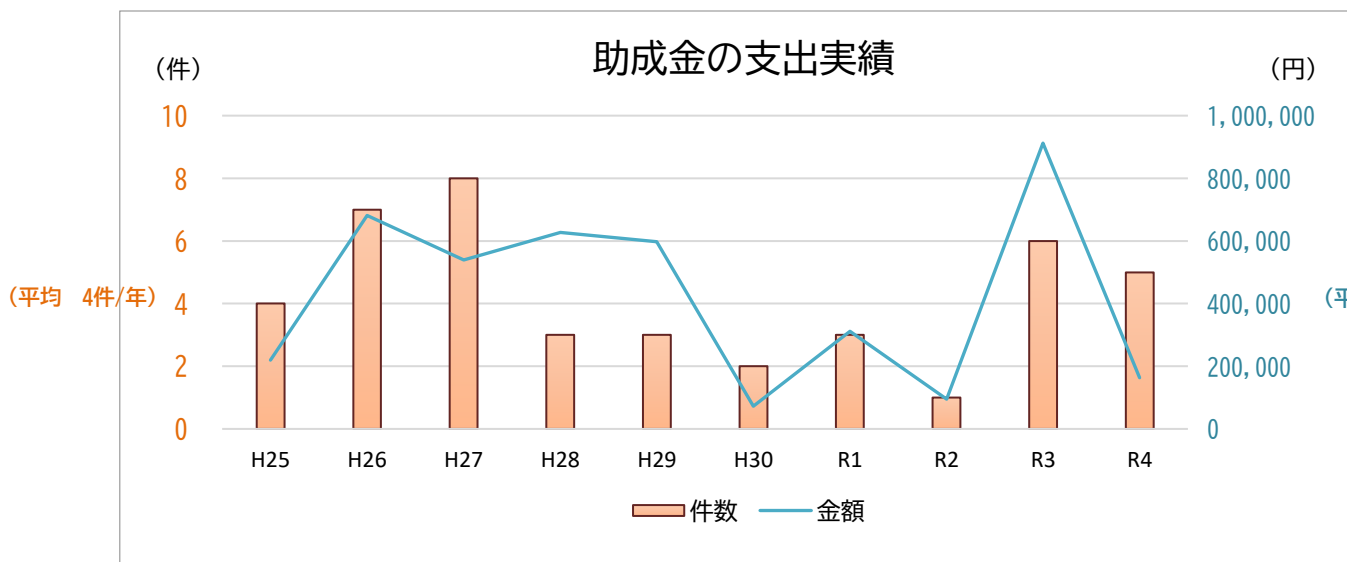
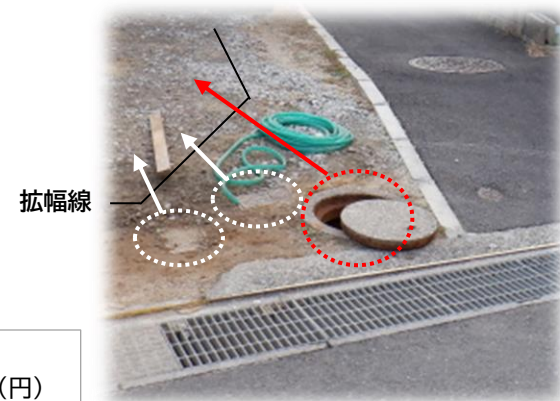


支障物の移設や撤去にかかる費用の一部を助成

主な助成金額

- 門、塀の撤去 (H>50cmで適用) 1 mあたり 8,600円～
- 樹木の撤去 1 本あたり 600円～
- 擁壁の撤去 (H>50cmで適用) 1 mあたり 4,700円～
- 公共汚水柵の移設 1 ヶ所あたり 14,900円
- 量水器の移設 1 ヶ所あたり 23,000円 など

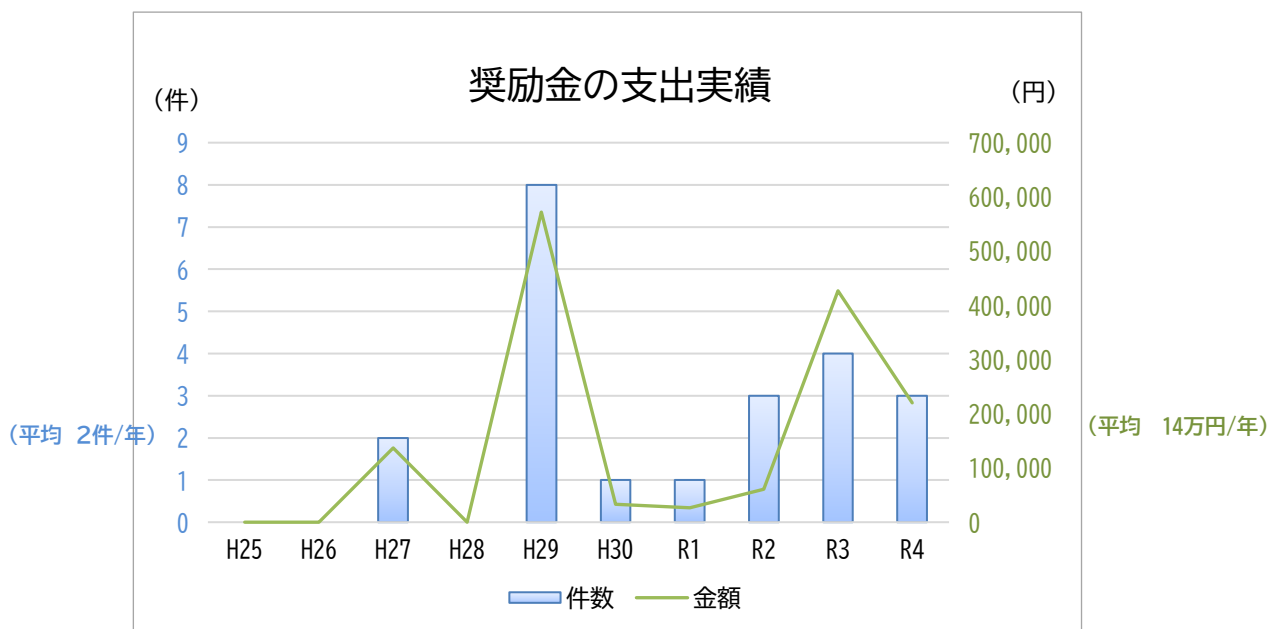
(例)助成対象の量水器と公共汚水柵
後退線より内側への移設又は撤去



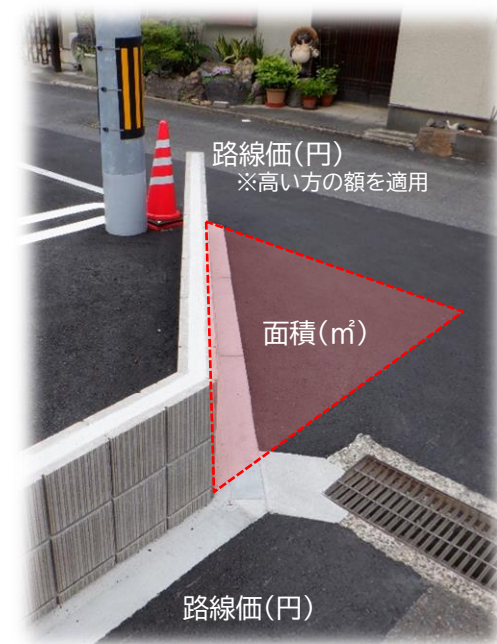
※助成金額
損失補償算定標準書(近畿用対連)
より算出。

■ 隅切り用地の寄附者に奨励金を交付

$$\text{奨励金額} = \text{固定資産税路線価 (円)} \times \text{隅切り部分の面積 (m}^2\text{)}$$



(例)隅切りの整備



■国庫補助金継続への要望



狭あい道路整備等促進事業に係る継続的な財政支援

主要財源である国庫(社会資本整備総合交付金)については、交付対象期限が令和5年度末となっているため、時限的な交付金制度ではなく継続的な財政支援制度に転換してもらえるよう引き続き要望を行っていく

■長期間の事業継続

敷地単位の拡幅整備であるため、路線全体での事業効果が得られるまでには長期間の事業継続が必要であり、市民の理解と協力が不可欠



今後の取り組み

■地権者の協力があって実施できる事業であるため、周知啓発が重要

- ✓ ホームページの充実
事例紹介写真の配列変更、掲載枚数の増量などで整備箇所を分かりやすく掲載
- ✓ パンフレットのリニューアル
掲載内容をコンパクトにまとめ、見やすいレイアウトに変更
- ✓ 道路中心線や土地境界での確認立会い時に、周辺住民へ事業周知資料を配布
- ✓ 拡幅整備済み敷地の隣接地又は対面の地権者などに対し、直接呼びかけを行うことで同一路線の連続した整備促進を図る
- ✓ 定期的に市内の建築・不動産関係団体に向けて事業協力を依頼（依頼文と共に事業パンフレットを同封）

ホームページ



パンフレット・周知資料

